

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十六年第二回東京都議会定例会の招集……（財務局主計部議案課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…二
- 特定非営利活動法人の認定……（同）…三
- 建設業者に関する公告……（同）…三
- 建設業者に関する公告……（都市整備局市街地建築部建設業課）…四
- 開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 土地収用法による収用の裁決手続開始（二件）……（東京都収用委員会）…六

正誤

- 平成二十六年四月二十五日付東京都告示第六百八十八号……九

告示

●東京都告示第八百六十二号

平成二十六年第二回東京都議会定例会を、六月十日に招集する。

平成二十六年六月三日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第八百六十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

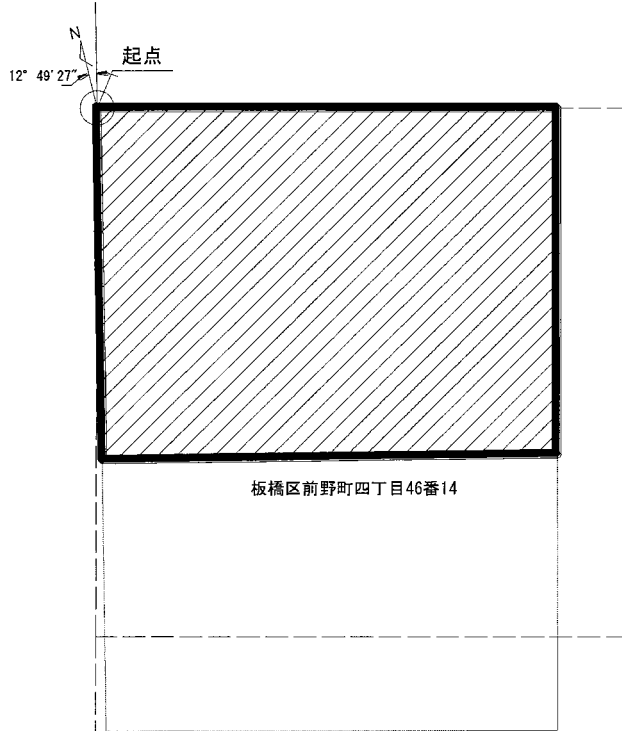
平成二十六年六月三日

東京都知事 外 添 要 一





- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区前野町四丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

-  : 調査対象範囲
-  : 筆界
-  : 単位区画
-  : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、板橋区前野町四丁目 46 番 14 の最北端とする。

【格子の回転角度】 12 度 49 分 27 秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本子どもNPOセンター

三 代表者の氏名

小木 美代子

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区湯島三丁目二十番九号 ニューハイツ湯

島六〇三号コムケアセンター

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの育ちを支えあう地域社会の創造と、子どもの生命と意思が尊重され、豊かな成長が保障される社会の実現を目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アカデミア・プラネタ</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 整弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目十六番十二号 丸高ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本の地域住民に対して、国際社会の一員としての国際政治、経済、文化等の社会教育と世界平和に貢献できる人材の育成に関する事業を行ない、公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球映像ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 太田 裕久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区赤城下町十一番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、商業ベースに乗りにくい損なわれつつある地球環境や野生生物の本質を伝える映像の記録、収集、保存に努め、不特定多数の人々に鑑賞の機会をつくる。それにより、人々の、特に子供たちの自然科学分野の理</p>	<p>解を深めることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京すまいるの会</p> <p>三 代表者の氏名 青木 貞夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都青梅市沢井二丁目八百十六番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は広く一般市民を対象として、障害者施設、学校、家庭と連絡を密にして、障害者育成支援と障害の有無にかかわらず、すべての人々の福祉、健康維持、医療、保健の促進を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>る事業を行い、エステティックの健全な発展と普及・振興に寄与するためのエステティシヤンの技術向上に関する研修会・資格認定・講習会等による研修会事業、エステティック技術・エステティック商品の安全性・有効性についての基準作成・公表並びに公正な立場からの消費者相談等の市民の立場に立った消費者保護事業を行い、エステティックが市民の身近で安全でかつ効果的なサービスとなるように図ること、日々の生活に魅力と活力を与える豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年六月三日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人いきいきねっと</p> <p>二 代表者の氏名 榎本 信哉</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町一丁目八番五号 KKビル</p> <p>六F</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年五月二十六日から平成三十一年五月二十</p>
--	---	--

五日まで

一 名称

特定非営利活動法人水俣フォーラム

二 代表者の氏名

畠山 武道

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場二丁目三十四番十二号 竹内口

ーリエビル四〇四号室

四 認定の有効期間

平成二十六年五月二十六日から平成三十一年五月二十五日まで

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年六月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 処分をした年月日

平成二十六年五月二十一日

二 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社藤工務店

神奈川県綾瀬市落合南四丁目二十七番一〇〇六号

佐藤 正也

許可なし

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部(処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工等を除く。)

(二) 期間

平成二十六年六月四日から同月六日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社藤工務店は、東京都港区内の建築工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和三十一年政令第百七十三号)第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。

このことが建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年六月三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

八王子市戸吹町千四百五十七番一、千四百五十八番一、同番一地先及び千四百五十九番

八王子市戸吹町千四百五十七番一、千四百五十八番一、同番一地先及び千四百五十九番

八王子市石川町二千九百六十九番十九 千代田区飯田橋三丁目十三番一号

大和ハウス工業株式会社 支配人 芳井 敬一

東大和市高木三丁目三百八十四番二、三百八十七番及び三百八十八番 東大和市上北台二丁目一番地十九 株式会社ダイエーコーポレーション 代表取締役 狩野 敬吾

西多摩郡日の出町大字平井三吉野清坊六百七十三番一の一部 西多摩郡日の出町大字平井六百六十一番地 社会福祉法人さくらぎ会 理事 宮林 瑛

八王子市南大沢一丁目二十二番二十一の一部 八王子市南大沢一丁目二十二番地二十一 株式会社アイム 代表取締役 山口 朗

国分寺市新町三丁目十三番一 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

小平市小川町一丁目七百五十五番の一部、七百六十四番一、同番八及び七百六十五番の一部 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

調布市上石原三丁目五十九番五及び同番五地先 神奈川県横浜市緑区長津田町五千八百十四番地五 株式会社さくら建設 代表取締役 高野 正道

調布市若葉町三丁目十一番一の一部 中央区日本橋室町三丁目一番二十号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 藤林 清隆

西東京市向台町四丁目千二百四十番一及び同番三の各一部、同番十四、千二百四十二番三 西東京市向台町四丁目十四番三号 尾林 清二

並びに同番三地先

東村山市萩山町一丁目三十八番七、同番八及び同番二十六

神奈川県横浜市西区楠町二十七番地九
株式会社テイクトラスト
代表取締役 大竹 裕介

東村山市久米川町一丁目二十二番九十二

東村山市久米川町一丁目二十二番地二
川島 修

狛江市東野川三丁目五百三十八番四

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

多摩市貝取一丁目五十六番一

立川市幸町一丁目二十一番地一
株式会社アステイク
代表取締役 細湖 弘之

府中市八幡町二丁目六番三から同番八まで

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

三鷹市井口一丁目三十四番一及び同番四十六から同番五十二まで

三鷹市深大寺一丁目七番八号
株式会社ヒジリ・ホームテック
代表取締役 生駒美恵子

小金井市中町四丁目千三百四十六番十八及び同番二十

三鷹市牟礼五丁目一番三号
多摩物産株式会社
代表取締役 高橋 作治

小金井市中町四丁目千三百四十六番三十三

西東京市芝久保町四丁目二十六番三十三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

三鷹市新川一丁目十八番四十二及び同番四十三

新宿区西新宿二丁目四番一
株式会社グローバル・エル

三鷹市新川一丁目十八番六及び同番四十一

シード
代表取締役 永嶋 康雄
株式会社グローバル・エル
シード
代表取締役 永嶋 康雄

三鷹市新川三丁目八百七十一番十五の一部

武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳則

東村山市多摩湖町四丁目七番二、同番三、同番六、同番七、同番十、同番十一、同番二十、同番二十七及び同番二十八

西東京市西原町一丁目四番一号
アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

小平市大沼町三丁目五百八十六番五

西東京市芝久保町四丁目二十六番三十三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月三日から四月以内に東京都産業

労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
平成二十六年六月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 伊藤ビル

二 店舗所在地 足立区東保木間二丁目九番十七号

三 設置者名 星野 ヒサ

四 設置者住所 神奈川県横浜市磯子区洋光台四丁目十九番二十七号

五 変更前の閉店時刻 午後八時。ただし、年間百二十日に限り午後九時

六 変更後の閉店時刻 午後十時

七 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後八時三十分まで。ただし、年間百二十日に限り午前八時三十分から午後九時三十分まで

八 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで

九 変更日 平成二十六年六月一日

十 届出日 平成二十六年五月十六日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成二十六年六月三日から同年十月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

平成26年6月3日

東京都収用委員会

会長 内山 忠 明

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第10号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、

- 4 地番、地目及び地積等
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 7 裁決手続開始決定年月日 平成26年5月22日

別記のとおり

別記

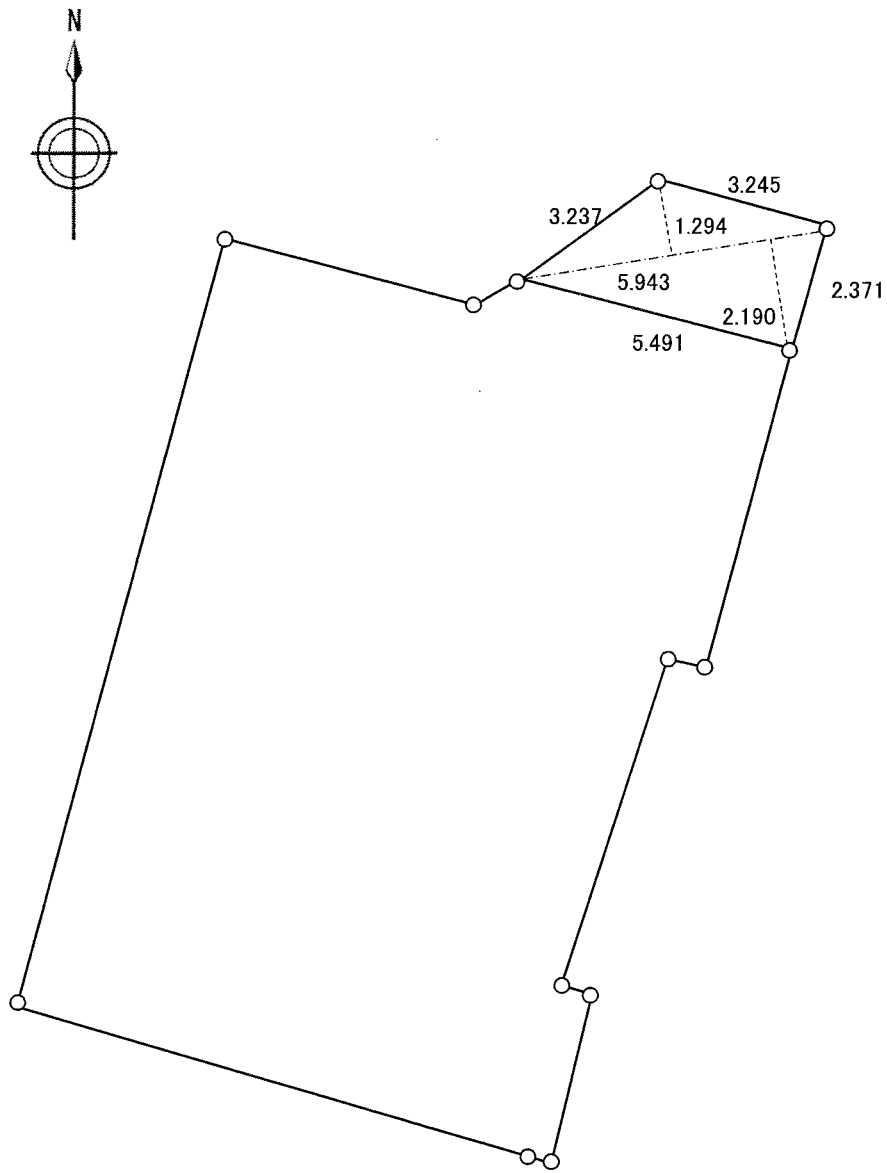
裁決手続の開始を決定した土地			土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考		
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	備考
東京都北区赤羽二丁目	367番1	宅地	46.13 m ²	182.46 m ²	10.35 m ²	河奈光三郎 平成7年2月27日死亡 相続人は次のとおり	千葉県白井市清水口三丁目11番7号	中村五月生	埼玉県さいたま市桜区栄和五丁目6番20号	借地権 ただし、借地権の存否不明	別図のとおり
						塩入紀子 (持分相続分5分の1)	東京都北区赤羽一丁目26番11号				
						河奈正壽 (持分相続分5分の1)	東京都練馬区豊玉北六丁目4番5号新谷ビル2階				
						河奈文彦 (持分相続分10分の1)	東京都新宿区富久町2番15号ライネ1T O901				
						片瀬みな子 (持分相続分10分の1)	東京都新宿区北新宿四丁目8番14号				
						出井宏子 (持分相続分5分の1)	群馬県渋川市北橋町真壁2340番地1				
						河奈明正 (持分相続分5分の1)					

別図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都北区赤羽二丁目367番1のうち

10.35平方メートル



単位:メートル

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成26年6月3日 東京都収用委員会</p>	<p>会長 内 山 忠 明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第10号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
	<p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成26年5月22日</p>

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類
東京都北区赤羽二丁目	368番3	宅地	2.61 m ²	2.61 m ²	2.61 m ²	河奈正道	東京都北区赤羽一丁目26番4-202号ハイツ河奈	中村五月生	埼玉県さいたま市桜区栄和五丁目6番20号	借地権 ただし、借地権の存否不明	

正 誤

○平成二十六年四月二十五日付東京都告示第六百八十八号

ページ一段一行一誤一正

三二中一八一在原一荏原

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002

